



グローバルモビリティ～イミグレーション～

平成 31 年度入管法改正

外国人労働者受入れにおいて、企業人事が求められること

1. 要旨

昨今、メディアを賑わしている「入管法改正」は、「新たな在留資格の創設」と「出入国在留管理庁の設置」という2つの大きな改正を柱にしています。すなわち、政府は新たな在留資格を創設することで、この先5年間に累計約30万人前後の外国人労働者を受け入れる一方で、外国人の在留管理や審査についてはこれまでになく厳しくする方針にしています。また、2019年は法改正のみならず、法務省指針の変更やオンライン申請の導入等も実施される予定になっています。これらの改正によって、企業人事は、受け入れ可能な外国人の幅が広がることで新たな人事戦略が求められる一方で、審査や管理の厳格化を推し進める入管に対しては、企業の受け入れている外国人の在留管理の在り方やコンプライアンス体制を含めたより一層のコンプライアンス体制の構築が求められる年になることは間違いありません。

2. 具体的な改正や変更点について

(1) 背景

今回の入管法改正は、人口減少に伴う人手不足が深刻であることを受けて、いわゆる「骨太の方針」等において「従来の専門的・技術的分野における外国人人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人人材を幅広

く受け入れていく仕組みを構築し、入管法を改正することによって「移民政策とは異なるものとして、外国人人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する」ことを柱としています。また、外国人の大幅な受入に伴い、更なる在留管理の強化が必要とされることから、法務省設置法の改正により、これまでの「出入国の公正な管理」という任務を「出入国及び在留の公正な管理」に変更し、「出入国在留管理庁」を設置します。

(2) 改正入管法の骨子

2018年12月8日、改正入管法及び改正法務省設置法が成立しました。改正入管法は、2019年4月から外国人に係る新しい在留資格として、「特定技能(1号)」「特定技能(2号)」を創設します。特定技能は、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格」とされており、1号は外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する場合に認められます。他方、2号は同じく人材不足分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する場合に与えられます。特定技能1号は家族の帯同は認めず通算で最長5年滞在できるのに対して、特定技能2号は、家族(配偶者・子)の帯同を認め永住申請も可能です。いずれも、原則として受入機関との雇用契約に基づき受け入れることとなります。

(3) 受入れ業種・分野

改正入管法において在留資格「特定技能」の受入れ分野は、次表のとおり14の分野に限定されています。これらの分野は、国内で人材を確保することが困難だとされる産業上の分野とされていますが、日本社会における人手不足は以下の分野に限られたことではありませんので、今後対象の分野が拡大していくことが予想されています。

なお、現在、特定技能外国人の受入れに向けて、各分野における受入条件の策定や関連試験の作成等を各省庁が進めていますが、分野によっては2019年4月1日までには準備が間に合わないと見込まれています。各省庁の今後の動向を注視する必要があります。

この点、分野所管行政機関は、法務省が2月下旬に発表した「『特定技能』に係る試験の方針」に基づき、必要な試験水準の整理や水準設定を定める作業に入っています。

職種	特定技能 1号	特定技能 2号	受入れ見込み数 (5年間の最大値)
介護	○	×	60,000人
ビルクリーニング業	○	×	37,000人
農業	○	×	36,500人
漁業	○	×	9,000人
飲食物品製造業(水産加工業含む)	○	×	34,000人
外食業	○	×	53,000人
素形材産業(鑄造など)	○	×	21,500人
産業機械製造業	○	×	5,250人
電気・電子情報関連産業	○	×	4,700人
建設業	○	○	40,000人
造船・船用工業	○	○	13,000人
自動車整備業	○	×	7,000人
航空業(空港グランドハンドリング・航空機整備)	○	×	2,200人
宿泊業	○	×	22,000人

(4) 外国人材に対する支援機関の設置

技能実習制度における問題点なども踏まえ、「特定技能1号外国人」を受入れる機関は、受入れ外国人に対する「支援計画」を立て、特定技能1号外国人の職業生活、日常生活、社会生活を支援することが求められます。受入れ機関が支援計画を適正に実施していないと思料される場合には、出入国管理庁長が、立入検査ができるほか、助言・指導、改善命令を出すことができます。このような支援計画をたて、支援を行うためには相当程度の負担が生じますので、新たに「外国人登録支援機関」が設置され、外国人登録支援機関に支援を委託することが可能となります。なお、

2019年3月1日より入国管理局の窓口で、特定技能に関する申請にかかる申請書が配布されています(確定版ではないとのことです。)

(5) 出入国在留管理庁の設置

これまで法務省の内部部局であった入国管理局を一定の独立性を有する法務省の外部部局とし「出入国在留管理庁」といたします。重要なポイントは、法務省の任務が変更されることです。すなわち、これまで入国管理局は、「出入国の公正な管理」とされていましたが、出入国在留管理庁は、「出入国『及び在留』の公正な管理」に変更されます。このことで、入管が、在留している外国人の管理に重点を置くことが明確になっています。

- 既に、法務大臣は、外国人本人からの届出に加えて、外国人雇用状況届出に基づく雇用状況について情報を確認することで就労状況を確認することにしていきます。
- また、本年3月下旬頃には、申請書の記載項目を変更して「事業内容及び職務内容等の記載欄」を改正することにしていきます。

(6) 法務省指針の変更

政府は、出入国在留管理庁の設置の他、法務省は、在留期間の更新や在留資格の変更に関する指針を変更することを固めています。指針の変更時期は不明ですが、2019年4月までには変更する可能性が高いと考えられています。現在、法務省(入国管理局)は、在留期間の更新や変更時に「納税義務の履行」「社会保険料の納付」を求めています。不払い・未払いがあっても在留期間の更新や在留資格の変更が原則として許可しています。しかし、今後は指針を変更し、悪質な社会保険料の不払いに対しては、在留期間更新を認めない等の処分をすることにしていきます。具体的な基準等は今後詰めていくこととなりますが、入管の在留管理に対する厳しい姿勢を裏付けるものとして実務上大きな影響を及ぼすと考えられています。

(7) オンライン申請

政府は、2019年3月下旬に在留資格に関するオンライン申請を開始するため省令を2019年3月下旬をめどに改正することにしていきます。概要は次のとおりです。

対象となる手続き:

- (1) 一部の在留期間更新許可申請
- (2) 一部の資格外活動許可申請
- (3) 一部の再入国許可申請

オンライン申請ができる方:

- (1) 地方入国管理局長が適当と認めた機関の職員
- (2) 申請取次行政書士・弁護士
- (3) 入管法・労働法等の規定によって罰金刑に処せられていないこと(過去5年以内)
- (4) 外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している等の一定の要件が課される可能性がある

(8) 申請書の記載欄の整備

2019年3月下旬頃には、申請書の「事業内容及び職務内容等の記載欄」が改正されることが予定されています。

(9) 日本の大学を卒業した方の就職に関する法務省告示の改正

これまで在留資格「技術・人文知識・国際業務」や「企業内転勤」で認められていた職種は、専門的・技術的業務に限定されていました。そのため、飲食店、小売店におけるサービス業務、製造業者における製造業務等に従事する場合には、適切な在留資格がなく採用ができなかったことが大きな問題となっています。そこで、人材不足に悩む企業側からのニーズの高まりと、外国人留学生の就職支援を重要な政策と位置付けている政府の方針(例えば「骨太の方針2018」)をうけて、法務省は告示を改正し、在留資格を新設することとなりました(具体的には、在留資格「特定活動(告示46号)」になります)。今後、日本の大学・大学院を卒業・修了した外国人留学生は、一定の要件を満たせばこれまでより幅広い業務に従事することが可能になります。なお、現在、政府が発表している主な要件は(確定していませんが)、以下のとおりです。

- 本邦の大学(短期大学を除く。以下同じ)を卒業し又は大学院の過程を修了して学位を授与されたこと
- 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

- 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること
- 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力などを活用するものと認められること

企業人事としてはこれまでニーズの高かった分野に外国人留学生を活用することができることとなりますので、今後の採用方針に大きな影響を及ぼすことは間違いありません(当該告示は、本年5月下旬に施行される予定です)。

3. 企業人事の対応について

現在、在留資格「特定技能」の創設が注目されており、入管の審査の厳しさについてクローズアップされることは多くありません。しかし、昨今の入管は、転職した外国人従業員に関する届出義務の履行状況、外国人雇用状況届出の提出の有無等を調査し、不履行の場合には申請を不許可にすることもあります。企業人事は、入管法のみならず、指針や内部基準の変更、実務上の運用等のアップデートを行いつつ、雇用している外国人に関するイミグレーション手続きや、在留管理には細心の注意を払う必要があります。

外国人雇用状況届出が提出されず、かつ複数の外国人留学生が資格外活動許可で認められている週28時間を超えてアルバイトしていた事案では、人事担当者までもが書類送検されたという事案が発生しています。2019年は、企業人事にとってはこれまで以上に外国人従業員に係るコンプライアンスを重視した対応が必要とされることは間違いありません。

デロイトトーマツ行政書士法人



代表パートナー 木島 祥登

yoshito.kijima@tohatsu.co.jp

所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 新国際ビル

email immigration@tohatsu.co.jp(代)

会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-immigration

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Immigration Co.



IS 669126 / ISO 27001